



令和2年4月10日

総務大臣

高市 早苗 様

一般社団法人 公立大学協会

会長 鬼頭 宏



「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」における
公立大学への支援について

新型コロナウイルス感染症の全国的な広がりを踏まえ、4月7日、政府においては、法に基づく緊急事態宣言を発すると同時に、緊急経済対策が定められ、総務省においても補正予算、あるいは地方財政措置において様々な支援措置が発動されようとしています。

地方自治体が自ら設置する全国の94の公立大学においても、感染拡大の状況を受けて、学生の健康・安全を守るため、あるいは学生を含む大学関係者を介した感染拡大を予防するために、当面の授業開始の見合わせを行うと同時に、遠隔授業の環境整備などに取り組み始めています。

同時に、国公立大学の学生の中で、もっとも厳しい家計状況におかれた公立大学生は、感染症の影響による家計状況の急速な悪化や、自身の学生生活を支えとなるアルバイトの機会喪失の危機に直面しています。

こうした状況に対し、大学を設置する地方公共団体において、緊急の支援を行う必要性が高まっていることから、総務省におかれましては、以下の次項について留意を行っていただくよう、緊急に要望いたします。

- 公立大学における家計が急変した家庭の学生に対する支援、あるいは遠隔授業の環境構築の加速による学修機会の確保等に関する地方団体の緊急の財政需要については、地方財政措置を確実に行うこと。
- 新型コロナウイルス感染症にかかる緊急経済対策に関連して行われる公立大学への投資的な経費にかかる地方財政措置についても確実に行うこと。

(以上)